**労働条件の確保について**

|  |  |
| --- | --- |
| **◆地域別最低賃金　　　　　　　１時間　　　円（令和　　年１０月～）**  ※地域別最低賃金は、都道府県ごとに定められ、毎年１０月に改定されています。  労働者の就労している事業場がある都道府県の地域別最低賃金が適用されます。  最新の情報については、厚生労働省のホームページ等で確認してください。  **◆この契約については、日進市公契約条例に基づき、受注者等から「労働条件報告書」が提出されています。**  **◆具体的には、下記に定める公契約を締結した受注者及び工事請負契約及び業務委託契約に係る下請負者から右記「労働条件報告書」の提出を求め、労働者がその内容を確認できるよう業務場所に掲示、又は各労働者に書面を配布してもらいます。**   |  | | --- | | （１）予定価格が５，０００万円以上の工事の請負契約  （２）予定価格が５００万円以上の次に掲げる業務委託契約  ア　市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務  イ　庁舎等の警備の業務(警備業法(昭和４７年法律第１１７号)第２条第５項に規定する機械警備業務を除く。)  ウ　庁舎等の電話交換又は受付の業務  エ　給食調理の業務  （３）日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年日進市条例第１８号）第７条第１項の規定により締結する協定のうち、次に掲げる施設にかかるもの  　　　市民会館、ふれあい工房、生涯学習プラザ、スポーツセンター、総合運動公園、市営テニスコート・グランド、上納池スポーツ公園、道の駅地域振興施設  ２　前項第２号の予定価格は、１年以下の契約にあっては当該予定価格（月額の場合は、１２を乗じて得た額）、１年を超える契約にあっては予定価格を契約月数で除して得た額に１２を乗じて得た額とする。 |   **◆労働条件報告書の内容に関するお問い合わせは、日進市総務部行政課契約検査係まで。また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申出ください。**  **＜労働相談窓口＞愛知県労働局名古屋東労働基準監督署**  **〒468-8551 名古屋市天白区中平5-2101　TEL 052-800-0792** |

**＜お問い合わせ＞日進市総務部行政課契約検査係**

**〒470-0192　　日進市蟹甲町池下268番地**

**TEL　0561-73-3419**

市に提出した報告書と同様のものをこちらのページに添付してください。

